

菱沼小和田自治会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、菱沼小和田自治会と称する（以下「本会」という）。

(区 域)

第2条 本会の区域は、菱沼1丁目、2丁目の一部と菱沼3丁目全域及び小和田3丁目の区域とする。

(事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、第2条に定める区域内に常住する住民相互の親睦を図りながら、次に掲げる事業を行い、良好な地域社会の維持及び形成に努め、安心して暮らせる住みよい地域づくりを推進していくことを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、必要に応じて行政機関及び小和田地区まちぢから協議会と協働して次の事業を行う。

- (1) 会員相互の扶助・親睦に関すること
- (2) 区域内の清掃・美化など環境整備
- (3) 集会施設その他の資産の維持管理、運営
- (4) 会員の福利厚生
- (5) 防災、防犯、交通安全及び学区内の子ども達の安全の確保
- (6) 文化、体育、レクリエーション等
- (7) その他目的達成に必要なこと

第3章 会員の構成

(会 員)

第6条 会員は第2条に定める区域内に住所を有する常駐する住民をもって構成し、その住民は全て本会の会員となることができる。加入単位は一世帯とする。

2 本会は、正当な理由がない限り、第2条に定める区域内に住所を有する世帯の加入を拒んではならない。

(入退会及び資格喪失)

第7条 本会に入会または本会を退会しようとする世帯は、会長へ書面により届け出をし

なければならない。

- 2 会員が退会したとき、死亡等によってその世帯が消失したとき及び第2条に定める区域外へ住所を移したときは、会員の資格を喪失する。

(会 費)

第8条 会員は、会費を納入しなければならない。

- 2 本会の会費は月額250円（町内会費：月額200円、共同募金等：月額50円）とする。

第4章 役 員

(役員の種類)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名以上
- (3) 会 計 1名
- (4) 部長・副部长 8名（第5章第13条5項の専門部会）
- (5) 会 計 監 査 2名
- (6) 評 議 員 おおよそ50世帯に1名
- (7) アドバイザー 若干名

(職 務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計事務を処理し、必要な書類を管理する。
- 4 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。
- 5 部長・副部长は、各専門部会の業務を円滑に遂行し、評議員会に報告する。
- 6 アドバイザーは、会の円滑な運営を図るために、必要に応じて助言をする。
- 7 評議員は担当区域を代表し、会員の意向を本会に反映させた事業計画書、予算案等の作成に携わる。また、会の運営上重要な事項を審査決定する評議員会を構成し、自治会活動の推進および組内の連絡に当たる。

(任 期)

第11条 評議員の任期は2年とする。

- 2 欠員により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または、任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。
- 4 役員は、総会において新役員が承認されるまでは、暫定的に第4章第10条（役員の職務）を司る。

5 役員の重任は妨げない。

(役員を選任)

第12条 役員は会員の中から選任し、総会で承認する。

- 2 アドバイザーは、役員経験者または有識者の中から会長が委嘱する。
- 3 会計監査は前年度の役員の中から会長が委嘱する。

第5章 組 織

(会 議)

第13条 本会の会議は、総会、評議員会、及び三役部長会、専門部会とする。

2 総 会

第6章による。

3 評 議 員 会

評議員会は、定員の2/3以上の参加で成立する。総会に次ぐ議決機関にして、三役部長会提案事項の承認及び三役部長会への提案を行う。

- (1) 評議員が各議決に関する議決権を有するものとし、自治会活動の総会における審議事項以外の必要な事項を審議する。
- (2) 議事の議決は、出席者の過半数の賛成で決定する。
- (3) 議事の進行は会長又は副会長が担当する。
- (4) 評議員会の議事録は副会長が作成する。

4 三役部長会

- (1) 三役部長会は、会長、副会長、会計、各部会の部長・副部長、アドバイザーで構成する。また、会長が必要と認めた者を加えることができる。
- (2) 議事の進行は会長又は副会長が担当する。
- (3) 評議員会に付議する事項や会の運営に必要な事項を付議決定する。

5 専 門 部 会

本会に次の専門部会を置く。

- (1) 防犯防災部 自主防犯、自主防災、防犯灯の維持管理に関すること。
- (2) 文 化 部 祭典、盆踊り、催し物等に関すること。
- (3) 環境美化部 ゴミ処理関係ならびに環境の美化推進、啓蒙活動に関すること。
- (4) 広報体育部 各種行事の案内、PR・掲示板の設置と管理及び各種体育行事に関すること。

第6章 総 会

(種 別)

第14条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年度5月末日までに開催する。

3 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員全員の意見を反映し議決する必要性が生じたときに開催する。

(権 限)

第15条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業報告及び事業計画に関する事項
- (2) 会計決算及び予算に関する事項
- (3) 資産及び会費に関する事項
- (4) 会則の改廃に関する事項
- (5) 会費改定に関する事項
- (6) 役員人事に関する事項
- (7) その他重要事項

(構成と議決権)

第16条 総会は会員を代表する評議員がこれを構成する。総会の議決権は評議員がこれを有する。

(招 集)

第17条 総会は会長が招集する。

2 総会を招集するときは、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の1ヶ月前までに文書をもって通知しなければならない。

3 会長は、総会の議事に関連し、特に会員全員の意見を徴集する必要がある場合、あるいは望ましいと判断した場合、アンケート等によりこれを行い、総会の議決に先立ち徴集結果を報告する。

(議 長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した評議員の中から選出する。

(成立要件及び議決)

第19条 議事は、評議員の委任状を含む三分の二以上の出席があれば成立し、議事は出席者の過半数をもって議するものとする。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(議事録等)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（委任状提出者を含む）
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 総会の議事録は副会長が作成して、会長が保管するものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第21条 本会の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会 費
- (3) 各種機関からの助成金
- (4) 活動に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第22条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は三役部長会の議決により定める。

(経費の支弁)

第23条 本会の経費は、会計が年間予算計画書に基づく資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第24条 本会の収支予算は、会計年度内における全ての収入及び支出の予定を計上し、総会の議決により定める。

2 収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに会計監査の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 雑 則

(規約の変更)

第26条 会則の改正及び会則に定めのない事項または会則の施行に関する必要な事項は、総会の議決を経て決定しなければならない。

(備え付け帳簿及び書類)

第27条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を保存しておかななければならない。

- (1) 会 則
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 認可及び登記等に関する書類
- (5) 総会及び役員会の議事に関する書類
- (6) 収支に関する帳簿及び証拠書類並びに財産目録その他の資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

(委 任)

第28条 本会則の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

付 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

この会則の一部を平成21年10月3日より改正する（第2条 区域）

この会則の一部を平成22年5月15日より改正する。（第8条2項 副会長及び6項のアドバイザー）

この会則の一部を「平成25年4月7日の臨時総会」の議決に基づいて改正する。

この会則の一部を「平成27年3月14日の臨時総会」の議決に基づいて改正する。

この会則の一部を「平成30年5月12日の定期総会」の議決に基づいて改正する（第15条(2)及び添付資料の2(3)及び3(1)(2)(4)）。

この会則の一部を「令和2年5月9日の定期総会」の議決に基づいて改正する（第1章、第2章、第3章、第4章、第5章、第6章、第7章、第8章、添付資料）。

この会則の一部を「令和3年5月8日の定期総会」の議決に基づいて改正する（第2章第4条、第5条、第3章第6条、第7条1、2、第4章第9条(5)、(6)、第5章第13条3(3)、(4)、第6章、第7章第23条、添付資料3(4)、(5)、以下削除）。

この会則の一部を「令和4年5月14日の定期総会」の議決に基づいて改正する（第4章第9条(5)、2、第10条2、6、8、第11条5、第13条3、第20条2、添付資料全文。）

この会則の一部を「令和5年12月9日の臨時総会」の議決に基づいて改正する（第3章第8条、第4章第9条・第10条・第11条・第12条、第5章第13条、第6章14条及び添付資料の削除）

。